

平成 29 年度第 2 回堺市子ども・子育て会議議事録

開催日時	平成 29 年 10 月 25 日（水）午前 9 時 30 分～午前 11 時 19 分
開催場所	堺市役所本館 3 階大会議室第 2・3
出席者 （委員）	池尾委員、伊吹委員、大江委員、岡崎委員、奥村委員、草野委員、澤本委員、津守委員、飛石委員、平野委員、藤田委員、山縣委員、吉田委員
欠席者	石田委員、白本委員、中谷委員、三宅委員
議 事	<p>（1）教育・保育の量の見込みと確保方策の中間見直しの素案について</p> <p>（2）地域子ども・子育て支援事業の中間見直しの素案について</p>
資 料	<p>平成 29 年度第 2 回堺市子ども・子育て会議次第</p> <p>堺市子ども・子育て会議座席図</p> <p>堺市子ども・子育て会議委員名簿</p> <p>○ 資料 1-1 資料 1-2 教育・保育供給体制の確保方策の見直しについて</p> <p>（参考） 第 1 回堺市子ども・子育て会議資料 2-1</p> <p>（参考） 第 1 回堺市子ども・子育て会議資料 2-2</p> <p>○ 資料 2-1 地域子ども・子育て支援事業の見直し 素案</p> <p>○ 資料 2-2 地域子ども・子育て支援事業の実績等一覧</p> <p>（参考）施設利用状況の推移</p> <p>○ 資料 3 堺市子ども・子育て支援事業計画への追加事業について</p>

○辻子ども企画課長　それでは定刻になりましたので、ただいまから平成29年度第2回堺市子ども・子育て会議を開催させていただきます。

本日は、お忙しいところ御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

私は本日、司会を務めさせていただきます子ども企画課長の辻でございます。どうぞよろしく願いいたします。失礼ではございますが、着座にて説明させていただきます。

まず、この会議の定足数でございますけれども確認でございますが、本日欠席の御連絡いただいております委員につきましては、石田委員、白本委員、中谷委員、三宅委員でございますが、委員の出席が過半数に達しておりますので、堺市子ども・子育て会議条例第6条第2項の規定に基づき、本会議は有効に成立していることを御報告させていただきます。

また、本日の会議は堺市子ども・子育て会議規則第2条の規定によりまして公開となっておりますので、よろしく願いいたします。現在1名の方の傍聴者の方がいらっしゃいます。なお、本日の会議内容は会議録作成のため録音させていただくとともに、会議録につきましては委員名も含めて堺市のホームページなどで公開させていただくこととなりますので、よろしく願いいたします。

それでは、子ども青少年局長の岡崎より御挨拶申し上げます。

○岡崎子ども青少年局長　おはようございます。子ども青少年局長の岡崎でございます。本日は、お忙しい中、本年度2度目となります堺市子ども・子育て会議に朝早くから御出席いただきまして、ありがとうございます。また、山縣会長を初め、委員の皆様には日ごろから本市の子育て支援行政の推進を初め、市政全般にわたりまして、いろいろと御支援、御協力いただきまして、厚くお礼を申し上げます。

本日は、8月の前回の会議を踏まえまして、堺市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しの案を、素案を御審議いただく予定でございます。委員の皆様には幅広い視点から意見を頂戴しまして、活発に御議論いただけたらと思いますので、本日また、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○辻子ども企画課長　では、ここで本日の会議資料の御確認をお願いいたします。

まず会議次第。それから座席図。委員名簿。それと資料といたしましては、「教育・保育供給体制の確保方策の見直しについて」、資料1と右上に書いております資料1-1。それから資料1-2がございます。それと参考資料といたしまして、前回の子ども・子育て会議の資料でございます資料2-1、それから資料2-2というものが参考資料としてつけさせ

ていただいております。それと資料 2-1、こちら地域子ども・子育て支援事業の見直し素案、こちらのホッチキスどめの A4 の資料が 1 つ。それから A4 の横長の資料でございますけれども、資料 2-2 の実績一覧表。それから続きまして、参考資料といたしまして、施設利用状況の推移という資料もつけさせていただきます。最後ですけれども、資料 3 といたしまして「堺市子ども・子育て支援事業計画への追加事業について」という、A4 横長の資料。以上、不足等がございましたら事務局までお申しつけください。よろしいでしょうか。

それでは、堺市子ども・子育て会議条例第 5 条第 2 項により、議事の進行を山縣会長にお願いしたいと思います。山縣会長よろしくお願いたします。

○山縣会長　皆さん、改めましておはようございます。

早朝から集まっていたいてありがとうございます。

特に、地元の委員さんには、台風の被害でいろんな地域生活大変だと思いますが、時間を割いていただいて感謝をいたします。選挙も先週終わりました、新しい子ども施策がひょっとしたらできるかもしれないというような、そんな提案もされております。その辺、直接今回反映はできませんけども、いずれそういうことも視野に入れながら議論をしなければならぬのかなんてことを感じております。

きょう限られた時間ですけれども、議事にしがいまして進行させていただきます。よろしくお願いたします。

特に前回は教育・保育の量的な見直し、そこの考え方、特に過不足がある地域の区なり号を明らかにしていただきまして、それをもとに今回さらに修正をしながら進めていくということになります。前回、子どもの貧困対策、この間国の施策もどんどん進んできましたので、そういうものも少し追加するんだというふうなこともさせていただきました。今回新たに、一番最後の資料でしたけども、堺市の施策として追加事業もありますということで、そういうのを全て含めて多角的な御意見をいただけたらというふうに思っております。

では、早速ですけども、案件の 1「教育・保育の量の見込みと確保策の見直しの素案について」提案をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○近藤幼保推進課長　幼保推進課の近藤と申します。よろしくお願いたします。

着座にてさせて失礼いたします。

それでは、堺市子ども・子育て支援事業計画、こちら黄色い冊子ですけども、こちらの

34 ページから 43 ページの部分になりますが、「教育・保育の量の見込みと確保方策の中間見直しの素案」ということで御説明のほうさせていただきます。

まずは確認の意味も含めまして、前回の会議において御説明しました内容を簡単に再度説明させていただきます。お手元にお配りさせていただいております「参考」ということで、右上に資料 2-1 と記載している A3 のペーパーのほうを御参照願います。

前回、8 月 9 日の会議では、見直しにつきまして、国のほうが示しております「見直しの要否の基準」こちらに基づきまして検証を行い、資料右下ですね、こちらの検討結果のところ示しております 9 つの区分について、計画との数字の乖離が大きいということで、見直しを検討していくとしておりました。あわせて見直しについては、平成 29 年度の実績のほうも加味した検討も行っていくとしておりました。

続きまして、資料 2-2 のほうを御参照願います。

実際に見直しのほうが必要となった場合の手順ということで、事業計画の 37 ページに記載しております東区のページなんですけども、こちらのほうを例に説明のほうをさせていただきます。2 号認定の区分、こちらの量の見込みについて数字の見直しが必要となった場合、平成 27 年度から平成 29 年度の量の見込み欄の数字について、それぞれニーズの実績値に置きかえた上で、この実績値をもとに平成 30 年度、31 年度の数字のほうを見込み直します。これにより平成 31 年度の必要整備量というのも変わってきますので、今回の中間見直しでは、ここ平成 31 年度の必要整備量についても見直ししていくことになるという旨を御説明させていただきました。これらを踏まえまして、本日、具体的見直し内容について御説明のほうをさせていただきます。

A3 の資料、資料 1-1、「教育・保育供給体制の確保方策の見直しについて」を御参照願います。

まず、1 番で国の「見直しの要否の基準」に基づき、見直しを行う区分ということで、繰り返しにはなるんですけども。前回、見直しを行う区分としてお示しさせていただきましたのが、こちらに記載の 9 つの区分となります。この 9 つの区分につきまして、当初の事業計画では平成 23 年度から平成 26 年度の保育ニーズの実績をもとに見込んでおりますけども、これを平成 26 年度から平成 29 年度の保育ニーズの実績をもとに変更見直しを行ったものが、下の表になります。平成 30 年、31 年度の量の見込みについて、網かけのほうでお示しております、見直し後の数字に変更することとなります。そして、この見直し後の量の見込みをもとに、現行の事業計画における、平成 31 年度のところの確保方策と

必要整備量の過不足というものについて確認を行わせていただきます。

次に2番、平成29年4月1日の実績に対する検討のほうに移らせていただきます。平成29年度、量の見込みの実績の表のほうを御参照願います。

各区ごとに左から順に事業計画のほうで、現在お示ししている数字、次いで真ん中が実績の数字、右側が計画と実績との差になっております。計画と実績の差の欄で、今網かけしてる区分というのは国の基準により見直しを行うとしている、9つの区分です。見直しの考え方につきましては、表の下の考え方の欄のほうにお示ししておりますが、まずは「1番、国の見直しの要否の基準」、こちらに基づき見直しを行う区分で御説明をさせていただいた内容と同様に、平成31年度の量の見込みというのを算出した上で、量の見込みが計画から上振れする区分において必要整備量の見直しを検討することになります。必要整備量の上積みが必要ということになりましたら、その区分について必要整備量の数字を見直します。なお、量の見込みが計画より下振れする区分につきましては、現在計画の示している数字の範囲内におさまることから、変更は行わず、実際の保育ニーズに合わせて計画の範囲内で整備量を調整していくということになります。

次いで、資料右側の上段のほうの表を御参照願います。

各区ごとに左側から順に、「現在の事業計画に記載の平成31年度の数字」次いで「平成29年度までの実績をもとに見直しを行った量の見込みの数字」そして「それらの差」を示しております。計画で当初に示す数字と、見直し後の量の見込みの差が上振れする区分というのは、こちらで網かけでお示ししております7つの区分となります。これらについて、現行の事業計画における必要整備量に上積みが必要かどうかを検討していきます。その検討というのが、下の表になります。上段が今回、量の見込みが上振れする7つの区分についての見直し後の量の見込みを記載し、その下、現行の事業計画上の確保方策と必要整備量を記載しております。そして一番下の段、「計画からの不足分」というところが見直しにより発生した計画からの不足を示しております。堺区の2号のところ、こちらを例に御説明させていただきますと、今回、量の見込みが増えたことによりまして、見直し後の量の見込み、これ1,560となりますが、こちらから確保方策と必要整備量の1,428を引いた132というのが不足分というふうになりますので、必要整備量を見直すこととなります。一方、隣の中区の「3号0歳」と書いた区分ですけども、こちらについては量の見込みは240というふうになっておりますが、現行の確保方策は266ですので、足りているので、見直す必要はないということになります。同様に7つの区分全てで見えていきますと、

7つの区分のうちで見直しが必要となってきますのが、堺区の2号の欄、西区の2号の欄、西区の3号1歳、2歳の欄、北区の3号1歳、2歳、こちらの4つの区分というふうになります。

従いまして、最終的に見直しを行う区分としましては、1番「国の見直しの要否の基準に基づき見直しを行う区分」のところでお示しさせてもらっています9つの区分に、先ほどの堺区の2号、西区の2号、西区の3号1歳、2歳、北区の3号1歳、2歳の4つを加えた13の区分が対象となってまいります。

続きまして、資料右下の3番「確保方策の見直しについて」のほうを御参照願います。

堺区の2号認定の区分のほうを例に説明させていただきますと、量の見込みを見直し後の数字に置きかえるとともに、必要整備量はもともと「ゼロ」であったところを132に見直すこととなります。堺区の2号認定の区分につきましては、保育ニーズが元の事業計画から上振れしているものですが、逆に保育ニーズが下振れしている東区ですとか美原区におきましては、見直し後の量の見込みというのが減少することになりますので、確保方策として見込みを超過する分については、当初の事業計画で記載しておる必要整備量を減らすこととなります。このようにして、13の区分について整備させていただいたものが次の資料1-2、A4縦書きになりますが、「教育・保育供給体制の確保方策の見直し案」となります。

それぞれの区分の前に白丸をつけて表示をしておりますのが、国の基準に基づき見直しを行った9つの区分、黒丸のほうをつけてお示ししておりますのが、平成29年度の実績を加味して見直すこととなった4つの区分となっております。順に説明しますと、堺区につきましては、2号の区分及び3号の区分、3号1歳、2歳の区分につきましては、当初の必要整備量がゼロとなっておりますが、それぞれ132と74というふうになります。3号の0歳の区分については、量の見込みは増えておりますが、当初の事業計画における確保方策で足りておりますので、必要整備量の変更はないということになります。

続いて東区のほうですが、いずれの区分におきましても量の見込みが減ったことによりまして、必要整備量がそれぞれゼロというふうになります。西区につきましては2号、3号の1歳、2歳ともに、量の見込みのほうの増加に伴いまして、必要整備量がそれぞれ31、89というふう増加することになります。南区につきましては、堺区の3号の0歳と同様で、量の見込みのほうは増加しておりますが、確保量が足りてるということで必要量に変更はございません。次に、北区ですが、3号の1歳、2歳、3号の0歳ともに量の見込

みのほうの増加に伴いまして、必要整備量がそれぞれ 182 と 24 に増加することになります。最後に美原区のほうですが、いずれの区分におきましても量の見込みの減少に伴いまして、必要整備量のほうは「ゼロ」となります。以上が今回の中間見直しにかかる見直し案となっております。説明のほうは以上です。

○山縣会長　はい、ありがとうございました。

細かい数字でなかなか追いかけるのが大変でしたけども、見直しをすべき区分が 4 区分ふえたという話と、具体的にはどこかというところですね。資料 1-2 で示していただきました。トータル 13 区分にはなりましたけども、資料 1-2 を見ていただくと、実質整備量を増やさないといけないのは 6 区分、もう既に確保方策で前回の計画で対応できているところが半分ぐらいありますので、実質は 6 区分の増ということになるかと思えます。その辺について、ちょっとわかりづらいかもしれませんが、基礎的なことでも結構ですので、表の読み方から初め、委員の皆様の方から質問があれば伺いたいと思います。よろしくをお願いします。

じゃあ、ちょっと私のほうから幾つか質問させてもらって、その間に何か気がついたことがあればどんどん割り込んでもらって結構です。

まず、資料 1-1 ですね。右上のところですけども、前回の、1 回目の計画が実態と話が合っていなかったというところでこの数字が出ていますけども、特に東区と美原区では、全体にすごく多めに計画をしてしまったということですね。それから堺区については、少な過ぎたというイメージ、ざくつというとなんな感じになるんです。そこの 3 区の大きな差というのは、やっぱりそういうニーズが非常にわかりづらい変動が激しい地域なのか、もともとベースにした調査そのものに問題があったのか、この 3 年間ぐらいの間に、例えば住宅環境がすごい変わってしまって一気に子育て世代が増えちゃったとかですね。何かその辺の、この 3 区の難しさというのは何かあるんですか。

○近藤幼保推進課長　先ほど、説明の中でお示したように、現在の事業計画の量の見込みですね。ニーズを作る際には、平成 23 年度から 26 年度の実際の保育ニーズの実績量というのをもとに、その伸び率なんかを掛け合わせてニーズを見込んでおりました。そうした中で、まず東区ですね、美原区もそうかもしれないんですけども、ちょうどその 26 年度あたりまでが市街化調整区域での住宅の開発が、ちょっと言葉が適切かどうかあれですけど、駆け込みでの建設というのが結構続きまして、割と子育て家庭も値段的に求めやすい住宅への入居が相次いだということで、その間をちょうどニーズが増加傾向という形

で見込んでたというのが、東区、美原区で大きく誤差が出てる一つの要因ではないかなというふうには考えております。

また、堺区のほうなんですけども、こちらについては、平成 26 年の 12 月ぐらいから平成 27 年の 8 月にかけてなんですけども、0 歳児の人口というのが増加傾向にありましたので、その人口増という分が、今回のニーズを上方修正する必要が生じた一つの要因にはなってるのかなとは思っております。

○山縣会長　私は市民でないので、細かい状況わからないんですね。地元の方、感覚的にはそんなもんで大丈夫なんですか。

じゃあもう一つですね。それに絡めてなんですけど、資料 1-2 のほうですね。結果として、東区と美原区は確保方策が見込み量よりもさらにまだ相当残っちゃってると、この部分は現に確保されてるのが、今どれぐらいあるのかということ的前提考えないといけないんですけども、もう既にこれに近い数字が確保されているとするならば、このエリアでは定員割れが起こるということになりますよね。一方でその周辺に増やさないといけない地域があるとしたときに、これは原則は圏域ごとに考えていくんですけども、政令指定都市ですから区間の移動をそんなに広域入所なんて考える必要はないんじゃないかと思うんですけど、この辺の整備の仕方というのは細かく見ると、この 1-2 になって、どこが足りる、どこが足りない、余ってるという話になるんですけども、次の計画ではこの辺の相互関係といえますか、その辺はどういうふうに、果たして計画をしていけばいいのか、行政はその辺どう考えておるのか。いかがでしょうか。

○近藤幼保推進課長　現在の計画では、その 1 つの区というのを圏域で、数字というのは積み上げております。会長おっしゃったように区の境界にお住みの方っていうのは、区をまたいでニーズというのは確かにあるというのは現状です。問い合わせの申し込みの中でそういうニーズ、実態というのを把握した中で、次の計画では圏域を越えて申し込んでいるところが多いのであれば、その分というのは一定、その申し込まれる区でのニーズというふうに考えて、数字を見込んでいかないといけないのかなとは思っております。

あと、東区、美原区のほうの確保方策の数字がずいぶん多いところなんですけど、あくまで計画は、確保方策の上限値で整備すると、この数字ということになるんですけども、当然毎年、毎年の申し込み状況というのを見ながら、整備の必要のない部分というのは、整備を行なっておりませんので、ここに示している確保方策の数だけ整備をしていくというではありません。毎年、毎年の申し込み状況、ニーズというのを見ながら整備量と

というのは計画の範囲の中で調整しているというのが現状です。

○山縣会長　ありがとうございます。そこでちょっと委員さんのほうにお聞きしたいんですけど、岡崎委員とか、草野委員から、奥村委員もきっと感覚的には近いのかなと思うんですけども、市民の方、利用者の方はこういう希望をよその区のとつ書いてもいいやというのは、しっかり伝わってますかね。それともやっぱり区の中のとつがまず書かないといけないくて、隣の区のとつは近くても、そんなに上のほうに書いてはいけないんだとか、この辺の、今の市的にはいいよと言ってるんだけども、他市になるときと下がりますよね。この辺の感覚はどうです。お友達なんかと話しておられて。

○岡崎委員　周りにあまり保育園利用している人がいないのでわからないんですけど。私の姉も堺市に住んでて子どもを保育園に通わせてるんですけど、まず近いところから、会社に行くまでに通勤の間にあるところで、やっぱり近いところ、見たことがある保育園で探してというのが基本だと思ってたと思うので、ほかの区をまたいでというのは考えてもなかったと思いますし、知ってる人は少ないんじゃないかなと思います。

○草野委員　2つあるのかな、今岡崎さんおっしゃられたように、まずは自分の利便性を考えた上で園をチョイスする、それが多分、区内か区外かは、多分関係なくて職場に近いとかいろんな理由で選ばれてるって方が一つと、あとはそもそも入りづらいというところがあるんで、入れるところを探すっていうこともあるのかな、だからそれが区をまたいだとしても可能な範囲であれば区を越えてでも探すというのが、現状あるのかなと思ってます。

○山縣会長　奥村さん、どうですか。子育ての世代の人たちと出会って、その辺の選択は。

○奥村委員　区を越えててというところは、なかなか気づいてない方も多く、こっちから情報提供することもあります。特に堺区はさっきおっしゃったように0歳児がふえたというのは感じているところもありましてよく聞かせていただくんです。でも、やっぱり北区とかが隣接してますけど、そこもいいのとか、結局でも北区に申し込もうと思ったら北区の子育て支援課に行かないといけないので、すごい労力が発生するような状況もあります。また、小規模とかも一緒に申し込んでいいということさえ知らない保護者の方も多いです。現状として。

○山縣会長　そのように情報提供の仕方ですね。ちょっと工夫しながらできるだけ必要な方々にサービスが届くような体制が必要かと思います。

何かほか、どうぞ。

○草野委員　　すごく今のに近いというか、この資料を見させていただいて、先ほど山縣先生もおっしゃってたんですけど。ある程度見たら大分何かプラス、マイナスが上下して、トータル的に見たらもうバランス取れてるんじゃないのという部分もあるのかなと思っていて。私、東区に住んでいるんですけど、先ほどおっしゃったように東区は整備量のほうが上回ってる、要は競争が激しくなってくようなことなのかな。今の情報の公開というか、発信の仕方ともリンクするんですけど、そもそもどんな保育園で、どんなことを保育していてとかっていう情報が保護者に届いていたら、保護者自体が選べる時代になってきているのかなと思うんです。そうすると、例えば区を越えてでも、ここの保育園に預けたいというニーズが出てくるような環境であれば、あえて例えば堺区で整備量をふやすという必要もなくなってくるんじゃないかなという発想もできるのかなと思っていて。要は何が言いたいかという、そういう保育園の情報だったりとか、どんな保育されてるとかっていうのを利用者が選べるとか知れるという情報提供ということも必要なんじゃないかなというふうに感じました。

○山縣会長　　遠目に見ると堺の全区が、きっと保育園とか認定こども園、幼稚園、情報提供されているはずなんだけど、区役所の窓口に行ったときにうちの区にはこんな施設がありますっていう形に、恐らくなってるんじゃないか。それを見て選択をすると隣の区が見えづらくなるのかなと思ってまして、その辺、特にとりわけ足りない地域においては、その辺の情報の提供の仕方を重点的に工夫していただくようなことが並行して、単に整備だけではなくて、提供のあり方も検討いただいたらいいのかなと思います。ほかはいかがでしょうか。

とりあえず、この誤差がある分について、特に不足している地域のあり方についてこういう計画をしていきますと、上乘せをしていきますと、既にオーバーしてる分については減らすということも、特に今回は書きませんということですね。確保方策としては、当初の目標での数字をとりあえず残しときますと。

○近藤幼保推進課長　　計画の数字というのは落とすということはないんですけど、計画に記載されてる確保量の中でニーズを見ながら、必要でない整備というのは行わないというスタンスでいます。

○山縣会長　　ということで、はい。

保育所等がなかなか新設等しにくい地域住民との関係でですね。大きなものをつくりづ

らい状況になってるので、やっぱり区を越えた利用の仕方も含めて確保いただくということになるかと思えます。基本的な方針、これでよろしいでしょうか。

はい、ありがとうございました。

それでは、2 つ目の案件、地域子ども・子育て支援事業のほう、地域計画のほうの提案をお願いしたいと思います。

○西口子ども企画課 地域子ども・子育て支援事業の中間見直しの素案につきまして、御説明させていただきます。子ども企画課の西口と申します。どうぞよろしく願いいたします。

失礼ながら着座にて、御説明させていただきます。

資料番号の 2-1 をごらんください。ホッチキスどめをしております。A4 縦の分になります。子ども・子育て支援法では市町村が実施することとされています地域子ども・子育て支援事業がございまして、堺市ではこちら資料 2-1 の 1 ページの表のとおり 18 事業を実施いたしております。今回その中で見直しを行うものは 18 事業のうち 15 事業となります。それらは計画策定時の計画値と実績値に大きく乖離がある事業や新たに施策を追加した事業となります。18 事業の実績見直し後の一覧というのが、まとめて資料 2-2 なんですけれども、A4 横のこちらの資料でお示しをさせていただいております。見直しをするものにつきましては、資料 2-1 でそれぞれ書かせていただいておりますので、見直しの分につきましては御説明をさせていただきます。

それでは、見直しの対象となった事業ごとに御説明をさせていただきますので、資料 2-1 の 2 ページをごらんください。

利用者支援事業となります。見直し前、見直し後の表を真ん中中段より下のところに書かせていただいております。見直し後の表は、平成 27 年度、28 年度が実績を書かせていただいております。29 年度は見込みの数値、平成 30 年度、31 年度は見直し後の数値を入れています。利用者支援事業につきましては、各区役所で実施してきました利用者支援事業の基本型というのに加えまして、平成 28 年度から保健センターで母子保健型という事業を実施いたしておりますので、それぞれの数値を計画では 7 としていたんですけれども、15 というふうに数値を見直しをしております。利用者支援事業については、以上になります。

3 ページをごらんください。

こちらと同じく、中段のところに見直し前と見直し後の数字を入れさせていただいてお

ります。平成 27 年度、28 年度延べの利用人数の実績を入れさせていただいております。29 年度の見込みも入れさせていただいております。計画上の数字に比べまして、利用状況を勘案いたしまして、ニーズ量を見直したものが 30 年度、31 年度となります。延べ利用人数の見直し後の数字を入れております。

4 ページをごらんください。

地域子育て支援センター事業になります。こちらも 27 年度、28 年度は延べ利用人数の実績を入れております。それらから 29 年度の見込みも入れさせていただいております。計画策定時の見込み、見直し前の見込みに比べまして、区役所子育てひろばの利用が想定よりも多くなっておりますことから、現在の利用状況を勘案いたしまして、30 年度、31 年度の延べ利用人数のニーズ量を見直しております。

5 ページをごらんください。

こちらは、キッズサポートセンターさかい事業になります。こちらも 27 年度、28 年度の実績が、計画時点での数値よりも延べ利用人数がかなり多いということもありますので、実績に合わせまして 30 年度、31 年度はニーズ量を修正いたしております。

6 ページをごらんください。

民間保育所等一時預かり事業（民間保育所）のものです。堺市一時保育事業（公立保育所）のものです。こちらになります。こちらも 27、28 年度の実績を記載しています。29 年度の見込みの延べ利用人数を勘案いたしまして、当初計画策定時は利用児童数が継続に増加することとしていましたが、先ほど申しました実績に合わせまして、利用児童数を見直しをしたものとなります。

7 ページをごらんください。

私立幼稚園の預かり保育推進事業です。こちらも表にお示しのとおり延べ利用人数 27 年度、28 年度の実績を、当初計画策定時の数字を比べまして、当初計画策定時は利用児童数が継続的に増加するとしていたところなんですけれども、私立幼稚園からこども園に移行する施設がこれまで以上にふえる見込みが少ないため、実績に合わせて利用児童数を見直しています。

8 ページをごらんください。

市立幼稚園預かり保育事業のモデル実施です。こちらも、この事業の対象となります実施施設の在園児数、利用実績が減少にあることから、この 27 年度、28 年度の実績及び 29 年度の見込みも合わせて勘案したところで見直しをしているところです。

9 ページをごらんください。

子育てアドバイザー派遣事業です。こちら 10 ページに見直し後の数字を記載しています。見直し前は 30 年度が 83、31 年度が 83 ということで、派遣件数を計画していたんですけども、見直し後は派遣件数を 50 というふうにそれぞれ見直しをしているところです。計画策定時に比べまして、市内に子育てを相談できる場がふえているということから、子育てアドバイザーの派遣件数が減少傾向にあるということで見直しをしています。

11 ページをごらんください。

ファミリー・サポート・センター事業です。こちらと同じく、27 年度、28 年度につきまして、計画策定時と比べて、利用実績が減少傾向にあるというところもありまして、全体的に見直しをしているというところになります。

12 ページをごらんください。

子育て短期支援事業です。こちらそれぞれの事業が計画策定時の見込みに対しまして、利用実績が大幅に上回っているため見直しをしているところです。

13 ページをごらんください。

病児・病後児保育事業です。こちらの述べ利用人数につきましては、計画策定時と見直しをするというわけではないんですが、施設を平成 28 年度に 5 カ所目を設置したこと、達成してるんですけども、居住地によって施設を利用しにくい状況があることから、市内全域のニーズをカバーする訪問型を 29 年度から実施するということになりましたので、数値の変更はございませんが、確保方策の手法を追加いたしております。

14 ページと 15 ページをごらんください。

放課後児童健全育成事業です。こちらのちょっと表がわかれてて見にくいですけども、この事業も利用児童数が増加傾向にあるということから今後計画時を上回る増加を見込まれるため見直しを行うものです。

16 ページをごらんください。妊産婦健康診査です。こちらはこれまでの事業内容に加えまして、産後 2 週間前後と産後 1 カ月前後の 2 回、産婦健康診査を実施するということになりましたので、この 30 年度、31 年度の健診の回数を見直しをしています。

17 ページをごらんください。

実費徴収にかかる補足給付を行う事業です。こちらは計画策定後に実施するという事になった事業ですので、見直し後の数字のみを記載いたしております。

18 ページをごらんください。

多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業です。こちら先ほどの事業と同様に計画策定後に実施することとなった事業ですので、見直し後の数字のみを記載しています。

また、冒頭に御説明させていただきましたとおり各事業の実績値などは、資料番号 2-2 で一覧で記載しております。2-1 の資料の一覧のほうでもあるとおり、乳児家庭全戸訪問事業、育児支援ヘルパー派遣事業、時間外保育事業の 3 事業は見直しを行わない事業となります。これらは計画時の数値と大きな乖離がないということから見直しを行う事業の中に入れておりません。

また、参考といたしまして、次の資料で平成 8 年から 28 年の施設利用の状況の推移の表を添付いたしております。0 歳から 5 歳までの人口と保育所や幼稚園など施設を利用している割合、そのほか在宅の方などの割合の推移を示しております。

説明は以上となります。

○山縣会長 はい、ありがとうございます。地域子ども・子育て支援事業についての見直し案、その考え方ですね。それから追加の事業プラス、参考資料として、修学前のお子さんたちの昼間の居場所の推移のようなものをいただいております。

どこの観点からでも結構ですので、委員のほうから御質問なり御意見なりあればよろしくお願いします。

○奥村委員 ちょっと教えていただいてもいいですか。1 番の利用者支援事業です。基本型というのが子育て支援コーディネーターさんがする利用者支援で、母子保健型というのが保健師さんがする利用者支援と考えてよろしんでしょうか。この量の見込みというのは、そういう場が今は各区に 1 つですか、それがふえてくるというような見込みと捉えてよろしいでしょうかね、はい。一応そう捉えますとして、そしたらこの支援の利用する人の増加というのは、そこに出向いて私の子育て支援、どこ利用したらいいんですかという、相談する人がふえていくことになるのか、ちょっとよく想像がつかないようなところもあります。利用者支援というのは私は何か以前、山縣先生からも教えていただいてひろばに、これをお母さんたちにちょっとどんなところがあるよとか、いろんなところをその方とお話ししながら、その人なりの子育てを考えていくときにいろんな機関とのコーディネートをしたりとか、そういうことができたらいいなと思ひ、ずっと学んできた経緯があるんですね。そもそも子育て、こういう相談をしたいです、どんなところがありますか、というのが保護者の方から上がってくるというのが余り考えにくく、ふだん人が集う場とかで拾い

上げる、コーディネートするということとか、地域とその子育てする人をつないだり、そういうコーディネートというのは、地域で子育てサロンとかいろいろありますけどね。そういうところの人しかできないこともあったりするんで、この基本型と母子保健型で、この利用者支援事業を広げていくイメージ、どんな方がどういうふうにご利用されていくというような、この数字の見直し、広がりなのかをちょっと教えていただきたいと思います。

○山縣会長 はい、ありがとうございます。

まず、基本型と母子保健型、何なのかはきっとこれだけではわからないかもしれない。まず、基本を押さえていただいて考え方をお願いいただけますか。

○赤銅子ども育成課長 基本型の利用者支援というところなんですけれども、まず、子育て支援課に子育て支援コーディネーターというのがおります。こちらのほうが基本型の利用者支援という形になりまして、さまざまな子育てに関する、いろんな相談というところを幅広く聞かせていただいているのが基本型というところになります。子育て支援課のほうにおりますので、相談をお越しいただいたときにお伺いしたり、また地域に出ることもございます。みんなの子育てひろばとか、そういったところにも行かせていただきまして、みんなの子育てひろばでもいろんな情報提供していただいているとは思いますが、そういったところでもお話を聞かせていただいたり、情報提供したりということで現在させていただいているところでございます。母子保健型の利用者支援ということになるんですけれども、こちらのほうは保健センターに保健師がいますので、この保健師が母子保健型の利用者支援ということになります。現在保健センターは堺区に2カ所ございますのでこれで8カ所ということになりますので、堺市の場合7つの区役所がありますけれども、2倍で14カ所ではなくて、堺区に保健センターが2カ所あるということで7つの区役所の子育て支援課と、あと保健センターの8カ所を足しまして、15カ所という形にさせていただいております。母子保健の利用者支援ということなんですけれども、妊娠の届け出をしていただきましたときに、私があなたの担当ですということで、母子保健の母子保健コーディネーターということで、こういったもの（マグネット式の担当保健師名と連絡先を記載したカード）を届け出をしたときにお渡しするんですけれども、それでいろんな子育てに関する相談とかいうところに、妊娠から出産にかけていろんなところでそういった相談をお伺いするというふうな形で、現在させていただいているところでございます。

○山縣会長 今のもちよとなかなか伝わりにくかったかもしれませんが。国の制度で利用者支援事業というのは3つのパターンがあるんですね。ここに書いてある基本型と母

子保健型と、もう一つ特定型というのがあって、市町村がそれぞれいろんな考え方でやるんだけど、国の説明のほうをしっかりと頭に入れておられると、これ堺市がやってるのは基本型というよりもきっと特定型にやや近い。今奥村さんが言われた国が書いてる基本型というのはむしろ拠点とかそういうところでもできそうな書き振りになってて、そこが混乱してる。ただ、それがだめ、これがだめ、という書き方はしてないんで堺のやつを基本型と呼ぶことは、別に何も問題がないんだけど、国の一般的な資料の説明を頭に入れ過ぎると、この堺のやつが何となくわかりづらくなるということだと思います。基本のところでは利用調整とかもやることについては何も問題ないし、基本を国が置いたというのは、役所中心でやると数が広がらない。当然区に1カ所ぐらいの、どうしてもイメージになるんで、もっと例えば中学校区ぐらいのところでは展開しようとする基本型で拠点事業等保育所とか幼稚園とか、NPOさんとかが軸になったようなもので重ねていけばいいんじゃないかということなんですよね。そうするとややこしいのが2つの事業のお金が両方とも入るのかという、今度は予算的な問題も絡んできて、今堺ではそういう整理をされたら、拠点事業は拠点事業で同じような目的の事業をやり、特定型を基本型と呼んで、区中心に行政責任をきっちりもった形で提供するというような、きっとそういう考え方で展開してるんだろうというふうに思います。

地域子育て支援センターのほう、堺の場合、地域子育て支援センターと呼んでる部分がありますけども、利用者がものすごいふえるよという計画になってますね。1.5倍ぐらいかな、23,000ぐらいの量の見込みが37,000に見直しますということやから、そうですね。1.5倍ですよ。ものすごいやっぱりこちらのほうに来てるといいます。一方で、これはちょっと行政かあるいは地域の方どなたでもいいんですけども、堺独自に頑張ろうとしたみんなの子育てひろばがやや伸び悩み、量としてはふえてるんだけど、当初目標としたほどにはなっていないちょっと少なめの実績値になってるんですが、地域子育て支援センターはすごく多いのに、みんなの子育てひろばは必ずしも多くないと。これも同じように事業の一部は重なってると。比較的似通ったことをやっていますよということなんです。この辺に関して、何かコメント、委員さんあるいは行政のほうでコメントありますでしょうかね。どうぞ。

○草野委員　そもそものところで、ちょっと気になってたんですけど。このニーズ量というのが何のニーズ量という数値なのか、どういうことかという利用されてる人の数としてのニーズという、で、その人たちがこういうふうにあふえていくよという伸び率として

出てきているのか、潜在ニーズも含めた上で利用はしてないけど、こういう関係だったら利用したい人というところも含めてのニーズ量という読み方なのかというのがどっちなのかなってというのが、まず1個聞きたかったところなんですけど、そこはどうですか。

○山縣会長　新しい委員さんも結構いらっしゃるので、いったいどうやって、このニーズ量が積算されたかというところの根拠をちょっとお話しいただけますか。きっとほかのところも全部含めて同じだと思うんです。

○羽田子ども企画課長補佐　事務局です。教育・保育のほうと、地域子育て支援のほうにつきましては、平成26年度計画を検討してる段階で、一旦国のほうからニーズ調査の実施を自治体が求められております。そちらについては、一定国のほうで基本的なひな形を定められた中で、市独自として調査項目について追加することはできるということで、そのニーズ調査についても子ども・子育て会議で議論はさせていただきました。会長からありましたように、大分委員が変わっておられるので、ちょっとその辺の経過が御説明できてない部分あるんですが、子ども・子育て会議の意見も聞きながら調査のほうを実施しております。国が基本的に決めました、その調査項目については、先ほど草野委員おっしゃるように潜在的な部分も含めて拾えるような形での実態調査というのをさせていただいております。ただ、堺市の場合は、国のひな形に基づく実態調査の結果というのが思ったより伸びてなかった傾向があります。過去の実績から踏まえたほうが、量の見込みがかなり高く出る傾向がありました。ちょっと僕、きょうその資料を持ち合わせてないのですが、この地域子育て支援事業の13の事業であるとか、特定教育・保育の、保育の見込みもそうなんですけど、それぞれニーズ調査を全てやっておるんですが、多くの項目で、その実態調査のほうが高振れしてましたので、過去の推移実績に基づいて計画をつくったというのが、堺の実態です。ただ、ちょっと若干個別に実態調査のほうが高く出た項目もありましたので、そちらのほうを使ってるケースもあるんですが、記憶があれなんですけど、恐らくこのひろば系の事業につきましては、実態調査より実績値のほうが高かったような、ちょっと記憶があるので、そういう意味で実績になっている可能性はあります。どちらかというと、病児保育であったり、一時預かり、こちらのほうは実態調査のほうが高く高振れしているような実態がありましたが、それ以外の事業はどちらかといったら実態調査というよりかは、実績値での、過去何年間の推移で伸ばしていったほうが数字が高かったというように思います。ちょっとこちらのほうはもう一度しっかりお調べして、もし間違いがありましたら別途修正をさせていただけたらというふうに思います。

以上でございます。

○山縣会長 はい。ということで、基本はニーズ調査をしたんだけど、それだけでやると非常に危険なので、ある程度過去を踏まえて修正しましたということで。

○草野委員 はい、ありがとうございます。

それを踏まえた上で、個人的な意見も含めてなんですけど、ひろばとみんなの子育てひろばと地域子育て支援センターの各区区役所にある子育てひろばの事業のそもそもの広さであったりとか、質の部分が大きく違うんじゃないのかなというのが、これ前もお話したと思うんですけど、が、根拠になってるんじゃないのかなというのはすごく感じます。

○山縣会長 これは、前回からもそういう指摘がずっとあってもっと丁寧に調べてほしいという、特にみんなの子育てひろばについては、余りにも差があるからというのが意見が続いております。ありがとうございました。

ほかいかがでしょうか。はい、お願いします。吉田委員。

○吉田委員 ちょっとお尋ねなんですけど。キッズサポートセンターの件で最初の見込みよりかなり実績が、人数が多くなくなってはるんですが、これはボーネルンドに行く人が多いということなのでしょうか。市のほうのセンターに行く人だけの数ではないですね。ボーネルンドも入ってるんですね。大体どれぐらいの人がボーネルンドのほうに行ってるのか、その辺、もしわかれば教えていただきたいんですが。

○山縣会長 ちょっと探していただく、あるいは現段階でここでは難しいければ、あとで整理をいただいて報告という形にしましょうか。

○赤銅子ども育成課長 平成 28 年度の実績で申し上げますと、集いのほうが 6 万人、集い交流ひろばのほうが 6 万人、こちらのほうが市がやっている分でございます。全体で 13 万。

○山縣会長 2 万 5,000、二万四、五千しかないですよ。何か今間違えてる。

○山本子ども育成課長補佐 こちらのほうですね。済みません。こちらのほうで出てます数字といいますのは、市内の就学前の児童、集い交流ひろば、要は市が運営しております無料のところですね。それに対しての市内の就学前の児童のみを量の見込みなりであらわしているものになります。今、申しましたのは 28 年度の実績として集い交流ひろばが 6 万人というのは、市外の方や親子の数も含め、親子全て含めた数になっておりますので、済みません、ちょっと子ども数と親の数ということで細かくはないんですが、ほぼ一対一ぐらいのケースが多いので 6 万人ということは、子ども数が 3 万人前後、市外の方も含め

ると3万人前後という形になります。キドキドといいまして、ボーネルンドがやってる有料の部分を含めると、28年度の全体で13万1,000人、これ親子の数ですので半分になります。

○山縣会長 6万ちょっとぐらいですね。

○山本子ども育成課長補佐 6万5,000人ほどになると思われまます。済みません、以上です。

○山縣会長 どこまでデータ取っておられるかわかりませんが、例えば5ページのдейうと、今の吉田委員の質問は、就学前のみに限定すると1から9までの事業をやっていますということなんですけど、どこが多いんですかということなんです、今ね。均等にきてるのか6番だけがどんと多くて、ほとんどで、あとはほとんどいませんとか。そういう集計ができていのかどうか、当然同じ日にやってたら2カ所、2つの事業に行く可能性も高いわけで、重複も含めてひよっとしたら聞かれたのかなど。

ちょっと今すぐでなくても、次年度以降、これどう集計してここに報告してもらうか、事業名書いたけどもざくっと全体で、今私も初めて思ったんですけど、子どもの数だけなんだというのが。

○山本子ども育成課長補佐 こちらのほう事業を、やっている事業は羅列をしてるんですけども、基本的にほとんど多いのは、1番の集い・憩い・交流に来られる方が多い。

○山縣会長 こちらが多い。

○山本子ども育成課長補佐 もちろん、その中で絵本を読まれる方もおられますし、たまたま当日イベントがあれば、そういうイベントなりと一緒に参加をされるという方もおられますし、発達障害の相談をされると、心理士、集い・交流ひろばの中に心理士もおりますので相談をされたり、大阪大学の医師も週1回来られますので、そこで相談につながったりとかいうことで、それぞれのもちろん数字はあるんですけども、ほとんどは通常の利用というケースがほとんどですので、一応利用人数としましてこういう形をとらせていただいております。

○山縣会長 ひろば的な利用が多いということですね。はい、ありがとうございます。
吉田委員よろしいでしょうか。

ほかいかがでしょうか。はい、大江委員。

○大江委員 病児・病後児保育事業 13ページなんですけれども、やっぱり働きながら子育てをしてたら、子どもが病気のときが一番困るので、しかもなかなか子どもがなれて

いない病児の施設に連れていくという、病気の子を連れていくというところも難しい中で、訪問型を導入されたということで御紹介いただいたんですけれども、すごく子育て世代にはありがたい、来てくれるという、子どものなれている場所に来てくれるというありがたい制度なんですけど、具体的にどういった事業になってるか御紹介いただけますでしょうか。

○山縣会長　　お願いします。

○赤銅子ども育成課長　　訪問型の病児保育ということなんですけれども。現在、準備を進めているところでございます。こちらのほうは、現在5カ所ありますので、その5カ所のところで、5区の地域であるんですけども、やはり7区全部ないということもありまして、専門スタッフがお家で見えていただくというふうな形ですることになる事業になると思います。現在、進めている内容としましては、事務局のほうに連絡をしていただきまして、病児保育の事務局のほうからスタッフのほうに連絡していただきまして、そこから、原則その方のお家で見えていただくということになる事業でございます。今のところ保育所に行っておられる場合とか、急にお電話が入ることもあるかと思っておりますので、そういった場合でも保育所のほうにお迎えに行ってくださいというふうなことも考えながら、準備を進めているところでございます。

○大江委員　　それは、今施設型がある、ない区域だけでなく、ある区域に住んでおられる方でも利用できるという。

○赤銅子ども育成課長　　そうです。堺市全域でさせていただく事業でございます。

○大江委員　　利用の仕方等広報いただければと思います。よろしく申し上げます。

○赤銅子ども育成課長　　また広報にも載せさせていただきますので、ぜひごらんください。事業のほうは3月から実施予定になっております。

○山縣会長　　事業者は、この5カ所の事業者になる。それとも別途訪問専門の事業者も出てくる可能性がある。

○赤銅子ども育成課長　　別途ですね。この施設型のところではなくって、別に事業者のほうを選定させていただきましたので、施設型とはまた別になります。

○山縣会長　　これは事前登録とか。

○赤銅子ども育成課長　　はい、事前登録は必要になります。

○山縣会長　　ということですね。病気のお子さんですから、即というわけにも、非常に危険度もあるんで、その辺も含めて周知しないと。

　　あると、すぐその日に利用できそうな感覚に我々はなってしまうので。

今のことと関連して、病児保育ともう一つ一時保育のところ、先ほど事務局の説明にもあったようにニーズ調査をやるとすごく高く出て、予備的というか、将来の不安に対してニーズに丸するという、まあよくわかるんですけども。事業そのものは、だからそれを踏み込んである程度勘案したものだから大きな目標値になったけども、実際はそこまで届いてないというときに、これも市民感覚も含めて池尾さんとかね、一時保育やっておられますよね。

要は何が言いたいかという、堺ではなくて一般的にこういう事業の利用者の声とか、不満の一つは手を挙げてもらえなかったとか、いっぱいですとかね。伸びていないのか、量が足りないから、結局カットされてしまってるのか、特に保育所なんかでもいっぱいいっぱいになって、本体のほうでもぎゅうぎゅう詰めになってるところに、さらに一時保育こられても危険ですよとか、職員の問題ありますよとか、だからやりたいけどできないんだ、だから抑えられてるということなのか、その辺の感覚、病児も同じだと思うんです。そんな数が多くないから、希望しても利用先が見つからないということで、伸び悩んでいる。まず、保育の現場のほうの感覚としてね。どんな感じでしょうか。

○池尾委員 感覚というか、うちのことだけになると思うんですね。よそのことわからないんです。問い合わせは減ってます。絶対減ってると思うんです。僕が一番気になったのがずっと見て、一時預かりとかもそうですし、子育てひろばも減ってるのは、この利用状況を見て、ぱっと見て平成8年施設利用者って、保育園18%、30、50%ですよ。今はもう60%超えてるんですよ。62%施設に入ってるのが、そのあたりの影響もあるのかなと思って見てたんですけども。

○山縣会長 子どもそのものが、保育所、幼稚園に行っていない子が出てきてるという。

○池尾委員 そのものも減ってますし、それから施設利用してる人もふえてきてるという、この数字見たらそないなってます。そのあたりかなと思って見てたんですけども。

○山縣会長 いかがでしょう、特にこういうことにかかわってる方で、別にすごい根拠がなくてもいいですから、何となくこういうことが考えられるのではないかと。事務局的にはどうですか、その辺足りない、利用できないのではないかとという声なのか、特にそんなこと何もありませんという。

○羽田子ども企画課長補佐 今池尾委員がおっしゃったように事務局的な感覚としても、やはり全体の子どもが減ってる、さらに在宅の子どもの比率がというところで、そもそものその在宅の子どもさんが少なくなってる。一時預かりについても、ひろばについても、

どちらかという在宅系の子どもさんが利用されるサービスの主なものになっておりますので、その影響が大きいのかなというところではあります。済みません、根拠はないですけど感覚としては、そういう感覚をもっています。ただ、一時預かりについては確かに多くはないんですが、問い合わせをするんやけど利用ができないというのは、ないわけではないです。市のほうにも若干寄せられてます。ただ、一時預かりについても、当然さっき会長もありましたが施設の受け入れキャパがありますんでね。どうしても集中してしまうと、その枠を超えてしまうと、それ以上受け入れてもらえないという状況というのは仕方がない状況なのかなと。ただ、堺市の一時預かりについては、かなり民間の認定こども園さんのほうには御協力いただいてまして、ほぼ全ての園で一時預かりについては、しかも一定の定員を設定をした上で受け入れていただいておりますということで、公表も、当然ホームページ等にも周知をさせていただいておりますので、比較的他市なんかには比べると受け入れてもらいやすい状況にはあるのではないのかな。ただ、当然その施設のある場所によっては、周り例えば在宅の子どもさんが多いエリアなんかは、集中して入りにくい園があったりというようなことというのは、実態として全くないわけではないのかなというようには思っておりますが、かなりそこは在宅の子育て支援ということで力を入れてると、その中で施設さんのほうにも御協力を市のほうからお願いをしまして、かなり協力はいただいているというような状況はあります。

○山縣会長　　ありがとうございます。

特に、病児の場合集中してしまう可能性が高い。伝染性のものが発症したらもう同じ期間にどんと出ちゃう。受け皿としては限られてるというところで合わないとかあるかもしれません。

もう一点、ちょっと私の個人的な補足をさせていただくとですね。参考資料、先ほど池尾委員から使っていただきましたけども、6割ぐらいがどっかに行っていて、4割ぐらいが在宅等やという。これ上に書いてありますようにゼロから5歳いうことですので、3歳未満になると、幼稚園がこれゼロになっちゃいますから、基本。そうすると3歳未満児でいうと、ざくつという、今保育所認定こども園で大体40%、地域型保育入れて40%あると。あり得ないんだけど、仮に半分が3歳未満で3歳以上だったら、ざくつとした計算をすると20%ということになります。ということは3歳未満でいうと、恐らく80%前後が在宅のほうになるというので、ここの部分のが、量的にはすごいありますよと。だからひろばとかそういうものが意味をもっているんで、引き続き、恐らくそう簡単に減らすこと

ができないとこかなと。3歳以上については、ほとんどどっかに行ってるから、その部分は既存のところである程度対応いただけるという、そういう構造ではないかというふうに思われます。これゼロから5歳全部だということをちょっと頭においていただいて数字を見ていただけたらありがたいなというふうに思います。

もう一つ、今と関連してファミサポ、何ページやったかな。11ページのファミリー・サポート・センターが、こちらは当初伸びる予定が伸びきれないどころか、実際はやや減る傾向にあるという実績になってます。この辺は、まず事務局がどういうふうに分析しておられるのか。ファミサポ等利用されてたり、あるいは提供会員等、もしなっておられる方が周辺にいらっしゃったらどんな状況なのか、ここも同じように提供会員が足りないから利用できないんだという声の一部ではあるし、その辺はどうなってるかちょっとお話しただけですか。

○赤銅子ども育成課長　　はい、ファミリー・サポート・センターの事業の見直しにつきましては、計画策定時は平成20年度から平成25年度までの平均的な増加件数をもとに量を見込んだものでございます。ただし、平成24年から25年度の就学前児童の利用件数が、非常に利用件数の特に多い依頼会員の方が複数いたと推測されまして、その関係で24年度から25年度にかけて、件数が突出していた時期がございました。このことから計画策定時に使用した、この平均的な件数が大きく算出された結果、当初の計画の数字になりました。現在の利用の状況と著しく乖離したものと考えられます。その結果としまして、今回見直しをさせていただいて、このような数字になっております。特に24年度、25年度というのが1軒のお家の方で、件数でいくと400から500、多い方でしたら700ぐらい使っている方がいらっしゃるのです。

○山縣会長　　1人で。

○赤銅子ども育成課長　　はい、そうです。

○山縣会長　　1割。

○赤銅子ども育成課長　　はい。その方々が就学後になって数字のほうが、また就学後のほうが人数がふえたということもあるんですけども、その結果として著しい件数がふえた時期がありましたので、それまでの人数でいくと平成20年ぐらいから平成23年にかけては、4,300から5,100というふうな形で就学前のお子さんでしたらなだらかな伸びがございまして、24年、25年というところについては、著しくそういった方がいらしゃったということで、すごく突出した時期もありましたので、件数すごくふえてるという状況

になります。ただ、28年度については、実績として5,249、就学前の方5,249ということになりますのでね。確かに27年から減ってるという実績はあるんですけども、23年度から比べるとなだらかに伸びてる状況にはなってるというふうには思っております。

○山縣会長 はい、ありがとうございました。

就学前と、就学では違うのはそういうことだったと。1人で1割ぐらい出す、すごいですね。堺市全体、負担もかなりなりますよね。堺のファミリー・サポート・センターは今1時間幾ら。

○赤銅子ども育成課長 700円。

○山縣会長 700円。はい、どうぞ。

○大江委員 それに関して、何というか、お子さんの人数とかは集計されてないんでしょうか。今のだったら、子どもの人数だと安定しているということなのか。

○赤銅子ども育成課長 すいません、それは実人数ということでよろしいでしょうか。ただ、申しわけありません、こちらのほうで集計しているものが、月ごとの実人数ということで集計をさせていただいておりますので、実際の人数ということにはならないかもしれないんですけども。平成27年度で1,598人、平成28年度で1,467人というふうに人数が出ております。

○山縣会長 それは、1カ月あたりの12カ月分足したら1,500ということで、12で割ると平均的な1カ月の数。

○赤銅子ども育成課長 ではないと思うんです。その同じ方も翌月に入ってると思いますのでね。その辺のところか。

○山縣会長 そうか、そうか。

○赤銅子ども育成課長 済みません、ちょっと集計のほうがそういうふうに。

○山縣会長 確かに難しいですね。

○赤銅子ども育成課長 申しわけありませんが。会員数につきましては、全体で5,005名ということで依頼会員のほうは3,412名、提供会員のほうが1,109名、両方会員が484名ということで、そういう内訳になっております。

○山縣会長 はい、ありがとうございます。

確かに、集計しにくいなと思います。わかりました。ありがとうございます。

いかがでしょうか。ほか。はい、どうぞ。

○奥村委員 ファミリー・サポート・センターの提供管理サブリーダーさせていただい

てるんですが。さっきのたくさん件数が減るといような、本当に毎日の送り迎えをお願いしているといような方が、子どもの成長に伴い、その人がもうファミサポを利用しなくなると、本当にかくと減る傾向があります。それが延べで1人1人と換算されていくと、こういう人数になってすごく変動が激しいのかと思います。この減った、今そういう利用者さん毎日利用されてるような方がなくなったかといとそうでもなくて、この間ファミサポのほうでちょっと内部を調べますと、ちゃんと書類を出していないとか、報告を上げていないとか、最初はファミサポの活動としてたんだけど、もう御近所だからちょっと見てあげるわとか、何かそういう傾向もあるようなことも見えてきました。だから、もうちょっと正確に数字は早くする必要もあるかと思ひますし、事業を大事に使っていくためにも見直しとかいふのも必要かなと感じています。

○山縣会長　はい、ありがとうございます。はい、じゃお願いします。

○澤本委員　昨年度より、のびのび学童保育のほうで7時まで子どもさんをお預かりするといことが始まりました。それは1カ月1,000円でお預かりしていただける。1カ月1,000円を申し込みをしたら6時半から7時まで見ていただけるといのが始まったんですけども、それが始まってからは、今までファミサポさんのお迎えが何人かいらっしやったんですけど、全てファミサポさんを切って、そちらに切りかえた方が何人かいらっしやいますので、その辺も少しあるのではないかなといふうに思っています。

○山縣会長　はい、貴重な情報ありがとうございます。今利用者の中身の具体的な目的は余り伺えてませんが、一般には保育所とか幼稚園とか、放課後児童クラブの送迎のところに利用者が多いですよね。そうすると事業者のほう伸びると枠にはまっちゃうといふことなんですかね。時間延長したもんだからファミサポが必要なくなったといふ。

しかし1,000円で。今そっちのほうに反応してしまいました。すごく大変だといふうに。はい、ありがとうございます。事業者側の努力もあるといふことかと思ひます。

今のところ就学前のことを中心に、今小学生の話が少し出ましたけども、就学前のことが中心でしたけども、青少年活動とか、民生児童委員さんとか、女性団体の方とかいろいろ来ていただけてますが。はい、どうぞ。

○平野委員　子育て短期支援事業についてなんですけども。これ12ページですが、数字が結構多くなってるので、見直し後といふ数字が、今後利用者数が、利用実績が大幅に上回ったためといふことになってるんですけども、これやっぱり背景はDVであったりとか、虐待であったりとかいふことが考えられるのではないかなといふ中で、この数字

のあらし方なんですけれども、事業利用延べ日数の実績より算出となっておりますが、日数がふえてるということで、利用者数もやはり増加しているというふうに考えてもいいのかということ、ちょっと教えていただきたいなと思いますが。

○山縣会長 実際何人おるのかという。

○石戸子ども家庭課長 子ども家庭課です。まずは見込みから大幅にふえたということですけども、これについては当時計画を立てた直近の3年間の平均取りましたところ、大体330と夜間であれば15程度という状況でした。その後、27年度実績が、このとおり実績としてはふえたんですけども、実際の利用されてる世帯数でいきますと、大体25年度から28年度にかけて世帯数としては、20世帯前後ということでそんなにふえてない。夜間休日の利用されてる方も1桁台の世帯数。若干28年度については、10世帯を上回ったというところがあります。延べ日数でふえてるということですので、1人の方が使われる回数がリピートというか、延べで使われる方がふえたというのが状況です。特に夜間、休日。夜間ですね。預けられる方がふえてるということなので、夜のお仕事の関係であるとかという実態を反映しているのかなというふうには分析しております。

以上です。

○山縣会長 利用されてるお子さんの年齢は就学前が多いのか、就学後が多いのか、そこら辺はわかりますか。

○石戸子ども家庭課長 済みません、年齢層までちょっと今、手元に。

○山縣会長 わからない。

○石戸子ども家庭課長 分析しておりません。

○平野委員 緊急時一時的に保護という文言がありますけれども、これは夜のお仕事ということで考えてもいいんですか。今そのようにおっしゃったんですが、夜のお仕事で緊急預かるというパターンだと考えていいんでしょうか。

○石戸子ども家庭課長 そうですね。そういう緊急的にという場合にも対応、一定対応します。ただ、空き状況にもよりますので、事前にこういう仕事に行くのでという形で登録される方が多いですけども、緊急的にということで、当日言われて空きがあればお受けするという形もあります。

○山縣会長 緊急だから、要は常時夜間働いてるわけではなくて、残業とか、特定の業務がいついつあってという、そういう意味でいいんですね。緊急は、ということですね。

○石戸子ども家庭課長 はい、そうです。

○山縣会長　　はい。ほかいかがでしょうか。

飛石さん、子ども会のほうから何か、なかなか難しい。

○飛石委員　　就学時前ということなので、自分じゃないかと思うんですけど。

先ほど、大江先生のおっしゃってた中で、預かっていた、保育園、幼稚園に預かっていた中で発熱等で緊急的に迎えという中、結構いろいろと保護者の方は困っておられると思うんですね。先ほど30年3月から病児病後保育ということなんですけど、30年3月から事業を開始予定ということなんですけども、この場合先ほど親御さんが緊急的に申し込まれて、親の保護者のかわりにお子さんを引き取り、引き取りというか行って自宅での預かりという形になるわけですよ。

○赤銅子ども育成課長　　はい。

○飛石委員　　そうですね。例えばそういう、今後これ開始予定ということになればですね。保育施設と保護者と最初から、こういう場合はこういう施設があるので、親御さんが無理な場合はというのを、その三者契約という言い方おかしいですけども、そういう形の事業というのはできないんですか。そしたら親は連絡だけで自分で迎えに行かなくて済むと。

○山本子ども育成課長補佐　　済みません。先ほど少し説明させていただいた保育園にスタッフが迎えに行くという、例えばお熱が出た場合に迎えに行くというケースについては、基本的には少し例外的な扱いということで考えておりまして、なぜかといいますと、この病児保育事業でお預かりする場合には、まずかかりつけの小児科さんとかで診断をしていただく必要があります。基本的には小児科さんで診断を下す際には親御さんから、例えば昨日はどんな状況だったのか、これまでも同じような症状が出てないのかというようなことについて、小児科の医師は聞き取りをしたいというふうな意向を聞いております。ですので、どうしても親が帰れないような特殊なケースですね。こちらについては、さまざまな情報のやりとりをしながら、それも利用できるようにはしたいとは思っているところなんですけど、今こちらについては、いろいろ調整をさせていただいております、あと保育園さんのほうにも、民間保育連盟さんのほうにも少し説明させていただいたりとか、そういう形でそれぞれのところと調整をしながら、今進めているところになります。

○山縣会長　　はい、ありがとうございます。

○飛石委員　　ありがとうございます。

続いてなんですけども、病児じゃなくて、先ほど放課後ののびのび等なんですけども、こののびのび事業に関してはかなり今、児童数がふえて、児童数がふえてるというか、か

なり多くなってきて、従来の学校の空き教室利用とかいうことで、対応がなかなかとれにくくなってきているような学校もふえてるといふか、学校自体がその教室が足りなくなつて増築、もつてる学校って結構今、特に北区等ふえてるといふんですけれどね。こののびのびの空き教室利用じゃなくて、学校の空きスペースに新たにのびのびの部屋を建てるといふか、つくるようなことはできないんでしょうかね。

○南放課後子ども支援課長　放課後子ども支援課です。年々社会情勢の変化で利用、例えば全校児童が一緒であっても申し込みの率がだんだん上がってきてますので、利用者数がふえてきているといふことで、今回量の見直しに上げております。活動場所の確保が非常に課題となっておりますので、委員さんおっしゃっていただくように、まず学校の放課後の時間、空いている教室を共用利用するといふことが、第一なんですけども、当然共用で使えないといふような状況になるときは、当然施設整備は伴わないと、受け皿確保の場所がないといふことは受け入れできないといふことになりますので、当然そこは見据えて整備するものといふふうには私ども考えております。今おっしゃっていただいたように金岡小学校であったり、金岡南小学校では、校舎の改築等の中で、学校全体考えた上で場所を確保するような策もとっておりますし。今後どうしても共用教室が学校の中でも見当たらないといふ場合には、専用棟も建設していくといふ考えは、当然もってございます。

以上でございます。

○山縣会長　はい、空間の確保ですね。

○飛石委員　もう一つ、済みません。のびに関してですけども、実際ことしの夏、お盆なんですけども。ことし初めてだと思ふんですけども、お盆の期間も子どもを預かられたといふ、のび運営されてるほうは大変だったなと思ふんですけども、その辺の人的確保といふのは、一応、確保といふか、ことし初めてやられたんですけども、そういう今後そういう人をですね。のびの人的な確保といふのは増員されるといふか、そういう予定といふのはあるんでしょうか。

○南放課後子ども支援課長　のびのびルームで働く指導員は40人、児童数40人に対して2人という割合で指導員を配置していくわけなんですけども、当然お盆とかも、この冬になりますと1月4日から、今まででしたら学校が始まると同時にのびのびのルームをスタートしていたんですけども、当然1月4日から仕事も始まるし、保育所も4日からオープンしていくので、年始も早く明けるといふことにもなるんですけども。指導員の確保については、事業者のほうで努力していただくことになります。お盆の期間といふのはやは

り通常の利用の人数よりも、やはり少ないというのが今回のデータで出ておりますので、前もって利用希望等をとっていただいて、それに合うような、例えば 20 人ぐらいとなれば、もうその期間は 40 人に対して 2 人になるので 2 人だけで運営、当然登録は 80 人いたら 4 人いるんですけども、2 人でいいとか、お盆の期間は指導員を事業者側で用意できるように考えてございます。

以上です。

○山縣会長 はい、ありがとうございました。

大分時間も来ましたが、あと私のメモが間違っていなかったら 3 人、参加いただいたのにまだ声を聞かせていただいてない方がいらっしやると。できたら時間がありますので、感想でも結構ですので、一言何かお話をいただけたらと思うんですが、まず伊吹委員。お願いします。

○伊吹委員 子育てアドバイザー派遣事業の中で、子育てアドバイザー派遣数が減少傾向にあるということの、これの理由は先ほどちょっと述べられましたけども、ほかの関係機関だとか、そういうところで十分説明をされるので、そういう人たちがちょっと仕事が減ってきているということと、出生率がかかわってませんか。それに伴ってそういうアドバイザーが、そこにかかわっていく件数が減ってきているということはないんでしょうか。

○山縣会長 いかがでしょうか。

○赤銅子ども育成課長 はい、確かに出生数が減っているということで、お子さんの数が減っているということも関係するとは思いますが、おっしゃっていただいているとおり、その部分もあるかと思えます。

○伊吹委員 区の中で、出生率よりも死亡率のほうが、というようなことが出てましてね。だから、これは全般的に、この最初からの議論の中でもいろんな地域との格差、これ出生率もかかわってきて、そこの地域に住みやすいところ、子どもさんをそこで生活させるのにしやすいところというようなことで、そこへ集まっているということも何か関係していく、出生率というのも大きな原因でもあるのかなというふうに思いました。

以上です。

○山縣会長 はい、ありがとうございます。

貴重な御指摘ありがとうございました。じゃあ、これで津守委員になりますかね。申しわけありません。何かあれば、感想でも結構ですんで。

○津守委員　私も、そんな詳しくは言えないですけど。妊産婦健康検査ですか、これは公費負担というのは、1回あたり5,000円までということになるのでしょうか。なんですね。

○赤銅子ども育成課長　産婦健康診査の件ですね。

○津守委員　はい。

○赤銅子ども育成課長　これはこの10月から始めまして、書いてますように産後うつ予防等ということとさせていただくものになります。1回の受診につきましては、公費負担のほうが上限が5,000円という形でさせていただきます。

○赤銅子ども育成課長　自己負担は、大体どれぐらいになるんです。残る部分。

○事務局　ほぼないというふうに思われるんですけども、ただ、これはその受診される病院によって若干違いますのでね。済みません、今のところはそんなにはないというふうに考えております。

○山縣会長　PTA活動として気になっておられる、ここに直接、今事業は正直反映してないんだけど、何かその辺で気になることがありますか。

○津守委員　放課後、この育成事業ぐらいですかね。この。

○山縣会長　その辺に対して保護者の方は。

○津守委員　大丈夫だと思います。1,000円はありがたい金額だと思います。はい、以上です。

○山縣会長　はい、じゃあ藤田委員。

○藤田委員　感想になるんですけども、私もこれを見せていただきまして、一番、やっぱり病児・病後児保育事業ということに、すごく関心を持っております。というのも現場としまして若い先生方がふえていきまして、本当に産休・育休ラッシュなんですね。今も現在も3人、4人、今、産休・育休の先生がいてるんですけども、そういう私もそうだったんですけども、この育休後、復帰したときにやはりどうしても熱が出たりとかしたときに、特に府外からわざわざ堺市を選んで教師になられた先生方とか、やっぱり近くにおじいちゃん、おばあちゃんがいてなかったりとか、なかなか見てもらえてる人がいません。それでこういう病児・病後保育が充実していただけたら、本当に先生方も気持ちよく働けるし、現場のほうも、働いてる人も心が折れずに好きな教師をずっと続けられるということで、ぜひこれはもっともっと、5カ所ってあるんですけども、すぐ連れていけるところであったりとか、たくさんのスタッフが採用していただくというか、そんなんしていた

だけたらありがたいなと思っております。

もう一つが子どもたちなんですけども、発達障害の子どもたちがふえてきております。その放課後デイサービスを、のびのびのじゃなくてデイサービス受けて、本校でも水曜日から昼からとか3台も4台も車が並ぶんですね。子どもたちがその車に乗って、そこでのいろんなことを勉強して、またお家のほうに届けてくれるという施設なんですけども、そういう堺市もそういう施設との関係というか、そういう連携があるのかどうかとか。私もちょっと勉強不足なんですけども、そこをちょっと充実していただけたらなと思っております。

以上です。

○山縣会長　放課後デイサービスというのは、障害のあるお子さんに特化した放課後児童健全、学童保育のようなもんっていうものなんです。今ここに直接入ってないんです。今堺市でどれぐらい事業者ってのはあるんです、結構ありますよね。

○石戸子ども家庭課長　平成24年度の児童福祉法の改正で、放課後等デイサービスと位置づけられまして。24年度当初は26事業所ほどだったんですけども、今年度で120ぐらい一気にふえてまして、当然小学校の支援学級の子どもであったり、そうでない子どもも通われるので、事業所ごとでそういう送迎もやっているところもあります。その辺は小学校の校長会にもお願いして、送迎の際はくれぐれも安全を確保してというお話も通させてもらっています。一気にふえたもんですから、勝手にわからない事業所も中にはありますので、療育の質の確保がすごく問われています。単に、預かってるだけというような事業所も散見されますので、その辺につきましては、市としても子ども家庭課が指定しているんですけども、指定事業所としての研修会を年2回。それから、それらを支援する事業所からの巡回指導とか、あとは事業所の実地指導ですね。この辺やっております。国のほうも指定要件を強化するということで、徐々にですけども動き始めております。今後は療育の質の確保、充実ということが、課題と思っておりますので、今後進めていきたいと思っております。また、事業所間で連絡会も立ち上げておりますので、その辺の情報交換も活発にされてるといふふうに聞いております。

以上です。

○山縣会長　これ、堺に限らず放課後の、物すごくふえてるんですよ。今言われてる、まさに質、玉石混交で、かなり質に問題があるものもどうも含まれてきていると、それはしっかりチェックいただいて、お子さんに少なくとも被害があってははいけないし、税金の無駄遣いといいますか、そういう両方で質の問題があるというふうに言われてますので、

よろしく願いいたします。

もう一つあったのが、何だったかな。病児だ。病児・病後児保育のところ、今藤田委員のお話ですね。学校の先生方というお話だったんですが、この堺のやつは堺市民でないと利用できないのかな。病児をそんなに連れ歩くのはいかがなものかというのも、一方で頭に置きながら、でも職場の近くであると緊急のときも対応しやすいとすると、市民以外にも利用可能なのか。学校の先生が職場の近くであって、そこでやって帰りすぐ連れて帰りますというのがオーケーなのかどうか、それはどうですか。

○赤銅子ども育成課長 自主事業のほうでされていたる施設がございますので、そちらのほうを御利用いただけたらと思います。

○山縣会長 公式事業では、やっぱり市民でないとだめだということですね。市民の税金が投入されるということもきっと絡んでるのでしょう。ということだそうです。ありがとうございます。

一応、全員の声が聞けましたけども、もし何か今までのとこ通じて、前半も通じて、意見を言いたいというのがおありでしたらお聞かせを願って、特になければ大体予定の案件は終わりましたので、その他のほうにいかがかと思うんですけども、よろしいでしょうか。

今、たくさん御意見いただきましたけども、御質問いただきました。それも含めて、また事務局と相談をしまして、確定すると。きょう大きな、ここを絶対変えろという意見はありませんでしたが、それでも意見をたくさんいただきましたので、必要な修正箇所があれば私と事務局と中谷、きょう欠席ですけども、副会長のほうと三者で協議をして進めていこうというふうに思っています。もし追加で御意見があるようでしたら、できたら1週間以内ぐらいにもらえると反映ができるかもしれません。物すごく大幅な修正をやられるとちょっと対応不可能かもしれません。微修正であるのならば、当然できるだけいい計画にしていきたいと思っておりますので、お願いしたいと思っております。

最後、その他何か事務局のほうでございますでしょうか。

○西口子ども企画課 その他案件としまして、1件ございます。御説明させていただきます。

資料の3をごらんください。

前回の会議で堺市子ども・子育て支援事業計画の推進事業の進捗状況を御報告したところなんですけれども、今回、今年度の新規事業といたしまして、推進事業に1件追加させていただきたい事業がございますので、御説明させていただきます。

こちらの事業は医療的ケアを必要とする子どもへの保育の充実という事業になります。人工呼吸器やたんの吸引などの、医療的ケアを必要とする重症心身障害児も利用できる、児童発達支援事業所を併設した小規模保育事業施設を整備するものでございます。29年度、整備を行いまして、平成30年4月の開設を予定しているものでございます。こちらを追加したいと考えております。

説明は以上です。

○山縣会長　これは、他市、私は余り聞いたことがない事業なんですけども、ここまで積極的にやられてるといのは、結構モデルがあるんですか、それともオリジナルに近いものなんですか。

○近藤幼保推進課長　幼保推進課です。全国の全ての市を調査したわけではないんですけども、少なくとも政令指定都市の中では、この事業を行うのは堺市が初めてとなります。

○山縣会長　これ小規模保育事業施設ですから、定員があると思うんですけども、一般の利用者も当然想定しますよね。トータルの定員は19になるんですか。

○近藤幼保推進課長　そうです。会長のおっしゃるように、小規模保育事業所ですので、トータルの定員は19人なります。

○山縣会長　そこの中に、こういうお子さんも入れる可能性を含めておるといことですね。

○近藤幼保推進課長　そうですね。一応、原則医療的ケアの必要な方は5名。

○山縣会長　5人、そこの定員枠も設けておくと。

○近藤幼保推進課長　原則、その定員枠から受け入れるとしております。

○山縣会長　非常に独自の予算事業ということで、いいことではないかと思えます。安全を期しながら、非常に意欲的な分、重そうな感じになっていますので、そこはしっかり体制を整えていただきたいと思います。この事業について何か御質問とかございますでしょうか。

よろしいでしょうか。じゃ、今年度中にスタートするということなんですね。来年度。

○近藤幼保推進課長　今、施設の建設中で、30年の4月から運営を開始する予定です。

○山縣会長　なるほど、もう建物等は建設中ということで。ありがとうございます。

それでは予定の案件は全て終わりましたので、本日の会議、2時間かかりませんでした。御協力ありがとうございました。

次回の予定は大体いつごろになりますでしょうか。今後のスケジュールを含めて事務局

のほうからお願いします。

○辻子ども企画課長　皆様、長時間にわたりまして、御議論、御意見いただきまして、どうもありがとうございました。

今後の予定ということでございますけれども、本日いただきました御意見等を踏まえまして、山縣会長のほうとまた調整させていただきながら、堺市子ども・子育て支援事業計画の中間見直し案につきましては、1月を目途に、まずはパブリックコメントを実施させていただきたいと考えております。パブリックコメント実施後には、また皆様方に再度お集まりいただきまして、御審議の上、中間見直しを確定させていただきたいというふうに考えております。

○山縣会長　2月か3月ぐらいに、日程調整という感じになるということですね。ということで。年度末おつき合いいただくこととなりますけれどもよろしくお願ひしたいと思います。いいですかね、終わります。

○辻子ども企画課長　それでは、これをもちまして平成29年度第2回堺市子ども・子育て会議を閉会させていただきます。長時間ありがとうございました。

○山縣会長　ありがとうございました。